

# 令和8年度 豊田市立末野原中学校いじめ防止基本方針

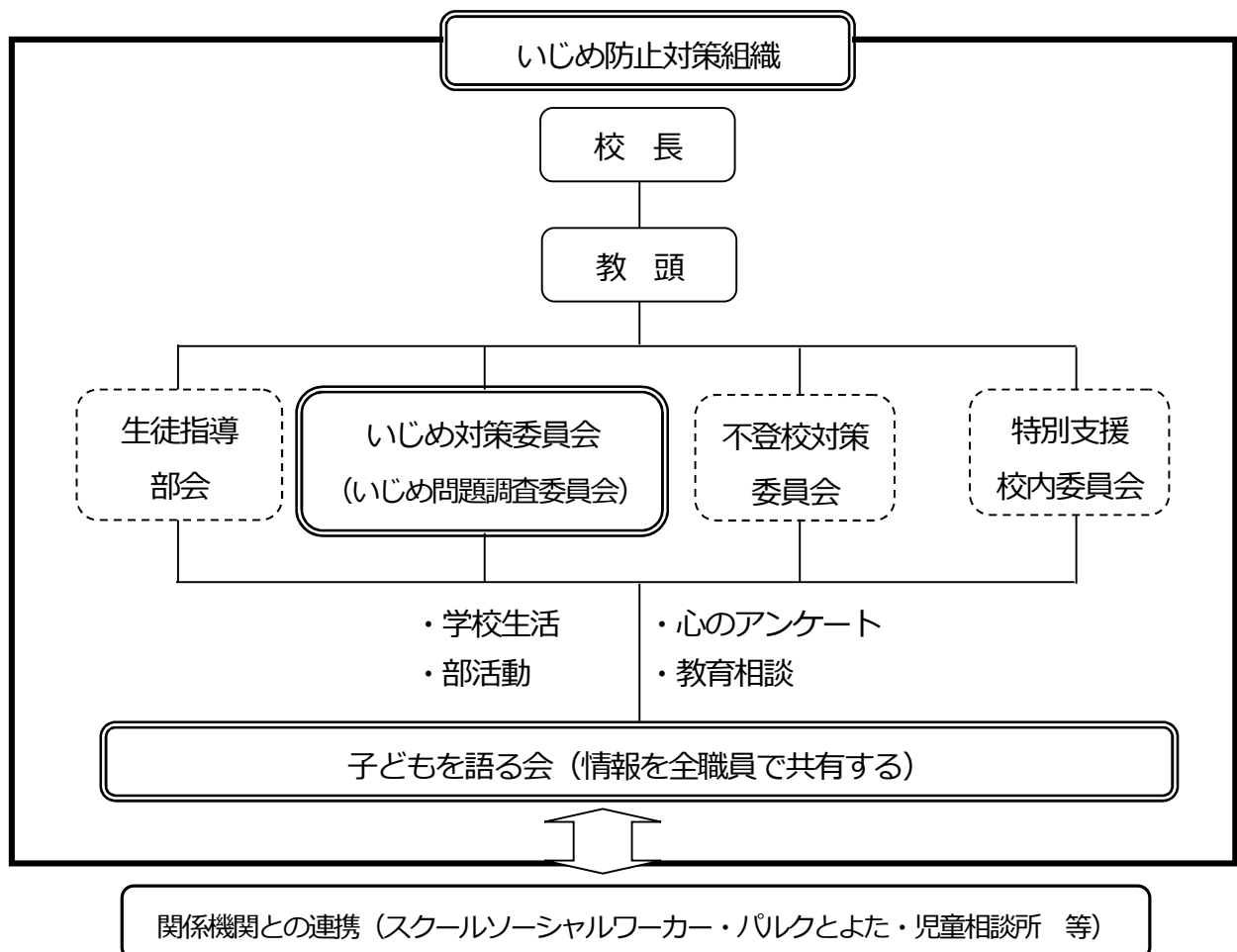
## 1 いじめの防止等についての基本的な考え方

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。だからこそ、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめの防止等に取り組まなければならない。

これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

## 2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ防止対策組織」として、「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、ささいないじめの兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携し、適切な援助を求める。



(1) 「いじめ対策委員会」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・「教員チェックシート」や「保護者アンケート」を実施し、学校におけるいじめの防止等の取組の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
- ・年度初めの職員会議等で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
  - ・教育相談アンケート（心のアンケート）や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめの防止等の取組に努める。
  - ・教職員の資質能力向上を目指し、いじめの防止等に関する校内研修や伝達講習を計画・実施する。
- ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ・学校だよりやホームページ等を通して、いじめの防止等の取組状況や学校自己評価の結果等を発信する。
- エ いじめへの対処
- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、「臨時いじめ対策委員会」を開催し、正確な事実の把握に努め、いじめの解消にむけた指導・支援体制を組織する。
  - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
  - ・必要に応じて、指導・支援の方針と結果について教育委員会へ報告する。
  - ・「臨時いじめ対策委員会」において犯罪行為が疑われたいじめについては、直ちに学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切に連携を行う。その上で、学校としてのいじめの再発防止のための指導・支援を行う。
  - ・いじめ解消の判断をする。

(2) いじめ対策委員会の構成員

＜教職員＞			
○校長	○教頭	○教育相談コーディネーター	○教務主任
○校務主任	○教育相談主任	○生徒指導主事	
○学年主任	○養護教諭	○スクールカウンセラー	
○スクールソーシャルワーカー	等		
※必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する方を加える			
○主任児童委員	○学校運営協議会委員	○PTA代表者	等

(3) 「子どもを語る会」の役割

- ・全教職員で生徒の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

#### (4) 「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

- ア 学校全体の様子を把握し、いじめの防止等に努めるために、年4回（6月、9月、11月、2月）「いじめ対策委員会」を開催する。
- イ 毎月の職員会議後、「子どもを語る会」を開催し、日常の生徒の実態を全職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。
- ウ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「臨時いじめ対策委員会」を開催する。

### 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

#### (1) 未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒と行う生活日誌（末中っ子）を通して、最新の情報をいち早く掴み、困っていることや悩んでいることへの対応を素早く行うことに努める。
- ウ 授業者全員が「互いのよさを認め合い、考えを深め、高め合う生徒の育成」（現職教育テーマ）を目指し、生徒の活動や努力を認め、一人一人が主体的に参加しようとする授業づくりに努める。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- オ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、生徒がネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう、道徳科や学活、集会等を活用して継続的に指導する。
- カ 感染症に関連するいじめや偏見、差別をなくすよう、毎日給食時に放送される保健部の連絡で正しい知識を指導する。
- キ 生徒自らがいじめについて考え主体的に行動できるよう、生徒会と連携し、取り組みを充実させる。
- ク いじめの問題やその取組についての理解や協力を得るため、学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載するなど、保護者や地域住民、事業者等に対して広報啓発を充実する。
- ケ 全教職員が学校いじめ防止基本方針を共有し、いじめやその対応について正しく理解し、認識して教育活動に取り組む。

#### (2) 早期発見の取組

- ア 教育相談アンケート（いじめアンケート）や教育相談を定期的（5月、9月、11月、1月の年4回）に実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 「先生たすけて」を活用し、心配なことを相談できる環境を整え、生徒の小さなSOSの把握に努める。
- エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

- オ 毎月の職員会議前の「教員チェックシート」による点検や年に2回の「hyper-QU」の結果から、学級の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。
- カ 教職員間で情報共有する「子どもを語る会」を毎月の職員会議後に設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。
- キ 「こころの疲れ発見チェックシート（保護者用）」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。

### (3) いじめへの対処

- ア いじめの発見・いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、担任、学年主任、生徒指導担当に連絡し、速やかに管理職へ報告をあげ「臨時いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ いじめを受けた生徒を守り通すという姿勢で安全を確保し、対応する。
- ウ いじめの状況について生徒に聞き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、丁寧に記録し、事実を正確に把握できるようにする。
- エ 記録は、事実が正確に記録されるようにし、適切に管理・保存する。
- オ いじめを行った生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- カ 教職員の共通理解、保護者との連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで対処に取り組む。
- キ 対応が困難な場合などは、パレクとよたのいじめ対策支援チーム、心理や福祉の専門家からの指導・助言を受けるなど、豊田市教育委員会や関係機関等と連携し、適切な助言等を受ける。
- ク いじめが起きた集団へは、担任だけでなく複数の教員が関わって事後指導を行いつつ、継続的な経過観察を続けることでいじめを見過ごさない、新たに生み出さない集団づくりを行う。
- ケ インターネット上の名誉棄損行為等、犯罪行為が疑われるいじめ事案については、警察署とも連携して行う。
- コ 各学年の生徒指導内容や対応を「生徒指導報告」としてデータ化し、誰でもいつでも見られるような仕組みを作ることで、全職員が生徒を見守る体制を作る。
- サ 学校外で発生したいじめについて、とよた地域クラブ活動等、生徒が所属する団体と連携して、対応、指導、見守りを行う。

### (4) いじめ解消の目安

いじめが止んだと判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

#### <いじめ解決の目安>

- ・いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていない。
- ・いじめを受けた生徒の保護者が、現在いじめはないと判断できる。
- ・周りの生徒や教師から見て、現在いじめはないと判断できる。
- ・いじめに係る行為が止んでいること。

## 4 重大事態への対応

- (1) 事案に対し「いじめ早期相談表」を適切に教育委員会へ提出するとともに、重大事態が疑われる場合は、状況を教育委員会に報告をする。その後、重大事態となった場

- 合は速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態の対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ問題調査委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
  - (3) 調査の目的等について、いじめを受けたとされる生徒やその保護者、いじめを行ったとされる生徒やその保護者に対して説明する。
  - (4) 調査結果については、いじめを受けた生徒、保護者やいじめを行った生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

## 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C A サイクル（P L A N → D O → C H E C K → A C T I O N）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」を年2回（7月、12月）、「保護者アンケート」年1回（12月）実施し、いじめ対策委員会で取組の検証を行う。

## 6 その他

- (1) いじめの防止等に関する校内研修（O J T 研修）を年2回職員会議後に計画し、生徒理解やいじめの防止等に関する教職員の資質向上に努める。校内研修については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用する。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月にホームページに掲載し、保護者に周知徹底を図る。必要に応じて、年度途中に見直しをする。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめの未然防止やいじめの早期発見に取り組む。

